判決は2006年7月13日に東京高裁で言い渡され、従来どおりの爆音被害賠償が確定されました。第三次訴訟の判決で「厚木基地の爆音は違法状態にあり、国が厚木基地の被害解消に向けて本腰をあげて真摯な対応を取っているようにはうかがえない」との判決が示され、原告に対し40億円余の損害賠償が支払われました。

【判決要旨】

(騒音の違法性)

一審横浜地裁判決の判断と同様に、航空機騒音環境基準の類型Ⅰの地域(専ら住居の用に供される地域)でWECPNL(うるささ指数、W値)75以上の地域に居住する住民ら、類型Ⅱの地域(その他の地域であって通常の生活を保全する必要のある地域)でW値80以上の地域に居住する住民らは、厚木基地の航空機騒音で受忍限度を超える被害を受けていると認定するのが相当だ。基地の設備管理に瑕疵があるというべきで、国は住民らに対し、国家賠償法二条一項(公の営造物の設置管理の瑕疵に基づく損害の賠償責任)に基づき騒音の程度に応じた損害を賠償する責任がある。ただし類型Ⅱの地域でW値80未満の地域に居住する住民らは、受忍限度を超える騒音被害を受けていたと認められないので、請求は棄却すべきと判断する。

(危険への接近)

国は転入者など一部の住民らについて、騒音被害よりも経済的利益や生活の利便性を重視し、騒音被害をやむを得ないものと容認していたと指摘(被害者自らが危険に近づいた)危険への接近の理論を摘要すべきことが明らかだと主張する。しかし、いずれの住民らにも相応の事情が認められ、少なくとも騒音の実態を認識し、被害を積極的に容認する意思があったとはいえない。逆に騒音の実態を正確に把握することは極めて困難と言うべきで、危険への接近の理論を適用するのは相当ではない。

(損害と減額事由)

住民らが居住する区域ごとにW値を基準として一律に算定し、その額は一審判決と同じ基準額(75以上80未満=3,000円、80以上85未満=6,000円、85以上90未満=9,000円、90以上=12,000円、いずれも1ヶ月あたり)とするのが相当だ。

住宅防音工事の助成を請けた者と同居者は損害額を減額すべきで、その割合は最初の一室につき10%、二室目以降は一室増加するごとに5%(四室を超える場合は一律に30%)とし、外郭防音工事による減額は一律に30%とする。弁護士費用は賠償額の一割が相当。認容した賠償額の合計は約四十億四千万円となる。

(将来の賠償請求についての適法性)

一審の口頭弁論が終結した翌日から控訴審の口頭弁論終結までの損害賠償請求の訴えは適法であり、その期間の賠償請求は認容するが、控訴審口頭弁論終結の日から後の賠償請求についての訴えは、不適法として却下すべきと判断する。一審判決が指摘するように、将来の侵害行為が違法性を帯びるかどうかと、住民らが受ける損害の有無と程度は、被害の防止、軽減のための方策の内容や実施状況、住民らの生活事情の変動や厚木基地への米軍機の配備状況など複雑多様な因子で左右される。住民らは賠償を求める期間を控訴審の口頭弁論終結翌日から一年間に限れば騒音の状況が改善されることはありえず、将来の給付の訴えとして適法だと主張する。しかし、たとえ一年間に限定したとしても、賠償請求権の成否とその額をあらかじめ一義的に明確に認定できないことに変りはない。